

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成26年 5月29日（木）

担当課：こども部 こども施策推進準備室

件 名：（仮称）大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例と規則の制定について	
提出理由：子ども・子育て支援新制度の実施に向け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（家庭的保育事業等）に係る利用定員、運営に関する条例、規則を制定するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 ・平成24年8月に成立し公布された、子ども・子育て関連3法に基づいて、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が平成27年4月1日から実施される。 ・新制度では、就学前の子どもに教育・保育を提供する施設として、これまでの幼稚園や保育所等に加え、新たに地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）が創設される。 ・市は、これらの施設に対し、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）により、教育・保育に必要な費用を給付することとされた。 ・各施設が法の給付対象になるには、教育・保育を適切に実施できることについて、市の「確認」を受ける必要があり、「確認」後は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業として位置づけられる。 ・「確認」のための基準については、法第34条及び第46条の規定により、内閣府令で示される基準をもとに、市が条例で定めることとされている。 ・平成27年4月の新制度実施に向け、「確認」を平成26年度中に行う必要があり、事業者の手続き期間を確保するには、平成26年10月までに条例制定が必要である。 2. 条例制定における基本的な考え方 ・内閣府令で示される「従うべき基準」と「参酌すべき基準」のうち、「従うべき基準」については、府令のとおり基準を定める。 ・参酌すべき基準については、適正な事業運営に必要な標準的なものと捉えられること、また、確認は新たなものであり課題の把握も難しいことから、府令のとおり基準とし、実績を踏まえて再検討することとする。	3. 条例及び規則の内容 (1) 条例に定める事項 ① 条例の趣旨 ② 基準における基本的な事項 ・良質な環境確保を目指すこと ・子どもの人格を尊重すること ・他の福祉施設と密接な連携に努めること ・虐待の防止や研修を実施すること ③ 罰則 正当な理由なく、監査等の際に、必要な報告、書類を提出しない場合又は虚偽の報告・答弁等をした場合に10万円以下の過料とする。 【罰則を規定する理由】 就学前の子どもへの安全で質の高い教育や保育の提供に向け、給付対象施設等の運営状況を確認する立ち入り調査等を円滑に行うことを担保するため。 (2) 規則に定める事項 ① 利用定員に関する基準 ② 運営に関する基準 ・利用開始に伴う基準 利用者への教育・保育の内容の説明、応諾義務、定員超過の際の選考、支給認定証の確認 ・教育・保育の提供に伴う基準 教育や保育の指針、子どもの適切な処遇、連携施設との連携、利用者負担の徴収 ・管理・運営等に関する基準 施設の運営規程の策定や掲示、秘密保持及び個人情報保護、事故防止・事故発生時の対応、評価、苦情処理、会計処理等 4. 県内他市の状況（平成26年4月現在） ・参酌基準のとおり条例に定める市：17市 ・参酌基準をもとに検討中の市：1市
経 過 H24. 8 子ども・子育て関連3法 公布 H25. 4 子ども・子育て会議（国）設置 H26. 4 府令公布（H26.4.30）	今後の予定 H26. 7 市民意見公募手続の実施 H26. 9 議案上程 H27. 4 条例施行